平成２１年（フ）第５１３号
大阪府岸和田市極楽寺町194番地の４、前住所大阪府岸和田市極楽寺町２丁目２番14号
債務者　長谷　美枝
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
大阪府阪南市石田600番地の６―18棟302号
債務者　可世木佳央理
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５２７号
大阪府岸和田市上松町194番地の１
債務者　寺田　喜代（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５２９号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地９棟304号
債務者　角谷　繁雄
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５３４号
大阪府泉佐野市松風台２丁目13番39号
債務者　世子　清子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５４２号
大阪府岸和田市南上町２丁目26番21―503号
債務者　表　ますみ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
大阪府和泉市鶴山台３丁目５番84―501号
債務者　野口　美佳
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５４４号
大阪府泉佐野市俵屋257番地の１―601
債務者　喜谷村治郎
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５４５号
大阪府貝塚市橋本892番地153号
債務者　山本　祐子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５４６号
大阪府和泉市府中町1743番地の３
債務者　寺澤　澄子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５４９号
大阪府和泉市伯太町５丁目６番30号
債務者　平田八代榮
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５５２号
大阪府泉佐野市日根野2369番地の29
債務者　高沖　健司
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５５３号
大阪府阪南市石田600番地の６―35棟306号
債務者　池田　照夫
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５５８号
大阪府和泉市肥子町２丁目９番27―505号
債務者　平田　弥生
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地46棟404号
債務者　若林　捷二
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
香川県高松市田村町246番地　南棟
債務者　竹内　敏幸
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６４４号
仙台市宮城野区大梶８番３―601号
債務者　遠藤　浩二
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７０５号
仙台市太白区西中田１丁目18番６―202号
債務者　佐藤　　好
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７９４号
仙台市青葉区中江２丁目17番２号
債務者　阿部亜希子（旧姓庄司）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係